

I. 推薦書類の提出先

推薦書類の提出先は推薦の内容により異なりますので、ご注意ください。推薦の申請は原則として申請者の住所地を統轄する都道府県ライフル協会を通じ日ラに提出いただくようになっておりますが、住所地の加盟団体に所属していない会員（学生連盟や障害者射撃連盟等の会員、越境入学の高校生、ふるさと選手制度の利用者等）の場合は、まず自身の所属している加盟団体に書類を提出ください。書類を受けた加盟団体は、内容を審査したうえで適当と認める場合は、申請者の住所地の都道府県ライフル協会に書類を送付いただきます。書類を受けた都道府県ライフル協会は、内容を審査したうえで適当と認める場合は、日ラに書類を提出ください。

推薦書類提出の代表的な例は、次になります。なお、低年者の射撃指導員の指定に関する推薦は、3のとおり日ラを通じずに行われます。

1. ライフル銃、けん銃、空気けん銃、低年者空気けん銃の推薦を希望する場合

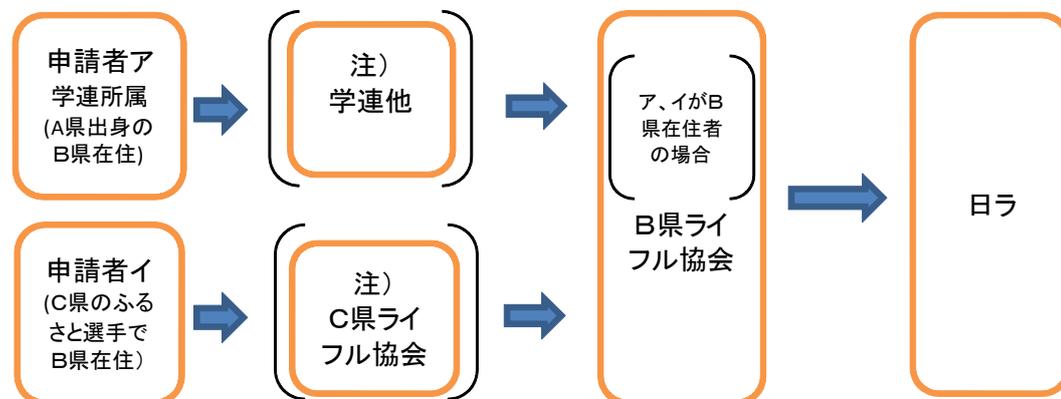


2. 低年者ライフル銃、低年者空気銃、指導用空気けん銃、年少射撃資格、ライフル銃技能講習免除の推薦を希望する場合

1) 申請者が住所地の都道府県ライフル協会に所属している場合



2) 申請者が住所地の都道府県ライフル協会に所属していない場合



3. 低年者の射撃指導員の指定に関する推薦を希望する場合

